

【新型コロナウイルス】QLD州政府、SA州アデレード大都市圏を感染多発地域(ホットスポット)に指定(12月5日午前1時から適用)

2021年12月4日
在ブリスベン総領事館

●12月4日、クイーンズランド(QLD)州政府は、12月5日午前1時以降、南オーストラリア(SA)州のアデレード大都市圏を感染多発地域(ホットスポット)に指定しました。

1 12月5日時点でホットスポットに指定されている地域は、アデレード大都市圏に加え、オーストラリア首都特別地域(ACT)、ジャービスベイ地域(Jervis Bay Territory)、ニューサウスウェールズ(NSW)州、ビクトリア(VIC)州、北部準州(NT)のキャサリン行政地区圏及びロビンソンリバー地域(Greater Katherine and Robinson River)となっています。

2 ホットスポットに過去14日間以内に滞在した場合、又は、ホットスポットに指定されて以降当該地域に滞在した場合には(いずれか短い方)、QLD州居住者、QLD州に住居を移す者、あるいは、入州が許可される場合のみ、QLD州に入州することが可能となり、入州後は自宅(適格要件を満たす場合のみ)又は政府指定の宿泊施設(費用は自己負担)で14日間の隔離を行わなければなりません。いずれの場合も、入州する前に入州許可証(Queensland entry pass)を申請する必要があります。

○州政府による感染多発地域(ホットスポット)に関する最新情報はこちらを御覧ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

○入州に関する規制は以下の州政府HPを御覧ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000
電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>